

小規模会社の株式評価と 取得原価主義

小 畠 信 史

目 次

- I 問題提起（序にかえて）
- II 小規模会社の事業承継とその問題点
 - 1 相続税法の最近の動向
 - 2 小規模会社の事業承継シミュレーション
 - 3 小規模会社承継者の相続税納付の困難性
- III 取得原価主義とその論拠
 - 1 制度会計と取得原価主義
 - 2 取得原価主義と利益の処分性
 - 3 取得原価主義と計算の確実性

IV 相続税法と継続企業

1 相続制度における資産概念と継続企業

2 継続企業と売却時価評価の不適合

3 継続企業と農業承継税制

V 今後の展望（結びにかえて）

I 問題提起（序にかえて）

国税庁の税務統計によれば、わが国の昭和六二年分の法人数は、一七八万三四三四社である。しかしながら、このうちの一七六万一一一七社、実に約九八％が、資本金一億円未満の小規模会社なのである。^①

この小規模会社が、戦後の日本経済の発展を底辺から支えてきたのは、まぎれもない事実である。昭和三年の経済白書が「終戦直後のあの荒廃から十数年にしてここまで立ち直った日本民族の生命力は西ドイツの発展とならんで国際場裡の注目と関心をあつめている。」^②と評した奇蹟的な復興を達成した戦後の経済回復期においては、戦争により弱体化した大規模会社の下肢となるべく自らの経営体質の改善を政策的に要求される小規模会社の姿があった。また、大規模会社と小規模会社の「生産性、企業所得、労働賃金等における著しい企業間格差」^③、いわゆる二重構造の是正が社会目標として掲げられた昭和三〇年代から昭和四〇年代にわたる経済高成長期においては、大規模会社の急速な近代化・合理化に必死の経営努力で追隨する小規模会社の姿があった。さらに、国外ではOPECの石油戦略の変化・対日批判等があり、国内では公害・インフレの激化等の諸問題に悩まされ続けた昭和四〇年代後半から始まる

経済低成長期においては、NIESSの影や住民パワーに脅えつつも、大規模会社が次々と打ち出す国際競争力強化策に対応し、その生産コストを極限まで切り詰める小規模会社の姿があった。

ところで、小規模会社の慢性的な資金難、人材難は、従来から指摘される場所である。証券市場から資金調達ができない小規模会社は、設立の当初から自己資本率が極めて低い。それにもかかわらず、「独占企業を頂点とするピラミッド型企業集団体制の礎石」たる地位にある小規模会社は、自己の存在を否定されないようにするため、金融機関からの借入金により大規模会社の方針に従った継続的な設備投資を行わなければならない。結果として、負債割合は著しく増加し、金融機関は融資を見合わせるようになる。また、資金難がまっさきに導くものは、低賃金・長時間労働・福利厚生費用の節減等の労働条件の低下である。それゆえ、必然的に優秀な人材は、大規模会社へと流れることとなる。小規模会社の歴史は、資金難、人材難との戦いそのものである。

そして、今、小規模会社は、新たな困難に直面している。創業者の死亡あるいは高齢化にともない、いかに会社を承継者に引き継ぐかという問題である。時価主義を貫く現行相続税法の下では、近時の地価高騰を反映して事業用の土地が異常に高く評価され、これを基礎として相続財産たる会社株式の評価額が算定されるために、納付すべき相続税額は信じられないような値になる。それにもかかわらず、会社が法人組織とされているがゆえに、承継者は会社財産を流用して相続税を納めることはできない。しかも、一般的に、小規模会社の経営者で処分可能な個人資産の豊富な人はあまり多くない。自らの報酬を高くしたり、株式配当を実施しては、資金難、人材難のなかで生き残れなかったからである。納税資金に窮した承継者は、相続税を納付するために会社の精算を考え、ついにはこれを断行することとなる。

しかし、小規模会社は、過去においてわが国の経済発展に多大の貢献をなし、将来においてもその重要性は不変で

あると予想される存在である。そして、政策当局も、この点を理解しているがゆえに、中小企業基本法を柱として、「経済社会の大宗を占める」^⑤中小企業の健全な発展のために数々の対策を講じているのである。仮に、今後世代交代が行われる小規模会社が、すべて精算の途を選択した場合、わが国の経済は、世界に誇る磐石の基盤を失うこととなる。一税制が、国の経済を根底から揺るがす危険性を孕んでいるとすれば、それはゆゆしき問題である。

筆者は、以上の認識にもとづき、現行相続税法が規定する小規模会社の株式の評価方法を、会計学の見地から検討してみることとした。この評価方法が、真に会計理論に裏付けられたものであるならば、前述のような社会問題を引き起こすはずはないと考えたからである。

なお、小規模会社の定義については、未だ統一された見解が確立していない。平成二年初頭に国会への上程が予定されている商法・有限会社法改正要綱案における大小会社区分立法も、この定義をめぐって長きにわたって論争が繰り返されたために暗礁に乗り上げていた。したがって、本稿においては、とりあえず、相続税財産評価基本通達第一七八条が定める中会社（株式を公開しておらず、課税時期における資本金が一億円未満で、直前期末における帳簿価額によって計算した総資産価額が一〇億円△棚卸業にあつては二〇億円▽未満、かつ直前期末以前一年間における取引金額が二〇億円△同八〇億円▽未満の会社）以下のものを小規模会社と呼ぶこととする。また、同通達第一九四条によれば、合名会社、合資会社または有限会社に対する出資額の評価については、取引相場のない株式の評価方法が準用されるので、本稿にいう株式は出資をも含むものとする。

II 小規模会社の事業承継とその問題点

1 相続税法の最近の動向

自然人の寿命は有限であるにもかかわらず、継続企業の公準を前提とする法人の寿命は無限である。それゆえ、自然人が法人格という衣を着用しただけの多くの小規模会社にとっては、世代交代にあって、この衣をいかに後継者に着用させるかが問題となる。

戦後の法人成りにより雨後の筍のごとく出現した小規模会社および個人事業者にかかわる世代交代は、現在、ピークに達しようとしている。この時期をにらみ、行政当局は、中小企業の事業承継問題に、積極的に対処した。すなわち、昭和五五年一〇月から翌年三月にかけて、中小企業庁の肝入りで、中小企業承継税制問題研究会が設置され、この研究会の答申を受けた政府の税制調査会と自由民主党税制調査会は、「自由民主党昭和五八年度税制改正大綱」のなかに、①取引相場のない株式の評価方法の改善合理化、②個人事業者の小規模宅地の評価の特例に関する措置をもちこみ、これらは、昭和五八年度税制改正において実現の運びとなった^⑤。いわゆる事業承継税制である。

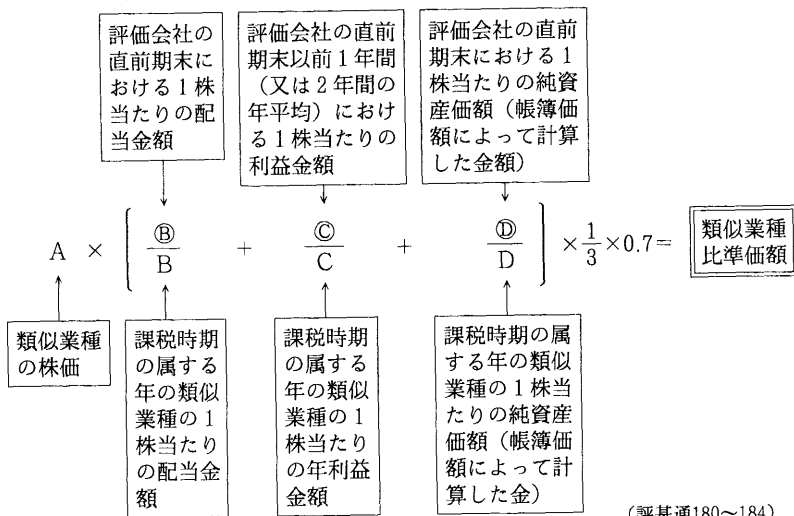
また、昨年一二月には、相続税法について、昭和五〇年以来実に一三年ぶりの大改正が施された。昭和六三年に発表された税制調査会の「税制改革についての中間答申」によれば、この改正は、個人財産の増加および地価の上昇（特に最近における異常な地価高騰）に起因して相続税の負担が大きくなりつつある現状を踏まえ、(a)負担軽減を図るため、課税最低限の引上げ、税率構造の緩和を行う、(b)配偶者の生活の安定に資するため、配偶者に対する負担軽減措置を拡充する、(c)負担の公平を確保するため各種の税負担回避行為に対し必要な措置を講ずる、ことを目的としたものであった^⑦。

以上の経緯にもかかわらず、小規模会社にかかわる事業承継は、未だ満足できる状態にはない。その証拠に、巷に

は、改正相続税法の下での税金対策を説いた実務書が溢れている。現在において、租税は、どちらかといえば「国家等がその財政需要をまかなうため、法の定める課税権を行使して、国民から強制的に徴収する財貨」^⑧という定義がふさわしい存在である。それゆえ、筆者は、決して強制的な徴収を被る納税者が税金対策に走る姿を非難するものではない。しかしながら、心情論・現実論としてはともかく、理想論としては、租税に政策はあっても対策はあってはならない。真に課税の公平が実現し、租税が「民主主義を基調として運営される共同社会の共同経費」^⑨と承認される社会にあるとは、税金対策を論じる余地はないはずである。

2 小規模会社の事業承継のシュミレーション
 現行の相続税財産評価基本通達が規定する取引相場のない株式の評価方式とその計算式は、以下のとおりである。^⑩

1. 複数の上場会社からなる類似業種の平均株価に比準させて株式を評価する
 類似業種比準方式（評基通179(1)）



2. 課税時期における一株当たりの純資産価額（相統税評価額によって計算した金額）によって株式を評価する純資産価額方式（評基通179(3)）

$$\begin{array}{c}
 \boxed{\text{1株当たりの純資産価額（相統税評価額）}} = \frac{\left(\begin{array}{c} \text{資産の合計額（相統税評価額）} - \text{負債の合計額} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{c} \left[\begin{array}{c} \text{相統税評価額による資産の合計額} \\ \text{負債の合計額} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{c} \text{帳簿価額による資産の合計額} \\ \text{負債の合計額} \end{array} \right] \end{array} \right) \times 53\%}{\text{発行済株式数}}
 \end{array}$$

$\swarrow$
 評価差額に対する法人税等相当額

（評基通185～186—2）

3. 株式所有にともなう利益の配当金額を一定の利率で還元して株式を評価する配当還元方式（評基通188—1）

$$\begin{array}{c}
 \begin{array}{c} \text{その株式に係る年配当金額} \\ \uparrow \\ \boxed{\text{還元率}} \end{array} \times \frac{\text{その株式の1株当たりの資本金の額}}{50\text{円}} = \text{配当還元価額}
 \end{array}$$

$$\frac{\text{直前期末以前2年間の配当金額}}{2} \div \begin{array}{c} \text{一株当たりの資本金の額を} \\ \text{50円とした場合の発行済株式数（資本金額} \div 50\text{円）} \end{array} = \text{年配当金額} \quad \left[\begin{array}{c} \text{2円50銭未満の場合} \\ \text{は、2円50銭} \end{array} \right]$$

（評基通188—2）

仮に、相続税財産評価基本通達第一七八条が小会社と定める資本金一、〇〇〇万円（@五〇円×二〇〇、〇〇〇株）の小規模会社があり、当該会社の株式を一〇〇％所有し、これだけが遺産となる創業者が、法定相続人たる妻と会社を継ぐ長男および他家に嫁いだ長女の三人を残して死亡したとする。先の昭和五八年改正にともない小会社についても、純資産価額方式と類似業種比準方式の選択が認められることとなったので（評基通一七九(3)ただし書¹¹）、多少実体と掛け離れる面もあるが、数値を単純化し、付表1のように取得原価（帳簿価額）による純資産価額・相続税評価額による純資産価額・類似業種比準価額を想定し、この小規模会社の株式を評価することとする。

以上の条件の下で、長男が当該株式をすべて相続した場合（ケース1）、納付すべき相続税額は、付表2で示すように、実に三、六〇〇万円である。拡充された配偶者に対する税額軽減の制度を最大限に利用するため、妻と長男が当該株式を折半して相続した場合でも（ケース2）、納付すべき相続税額は、一、八〇〇万円である。相続した財産二億円に対する税金が三、六〇〇万円（配偶者に対する税額軽減の制度を利用した場合には一、八〇〇万円）であれば、税負担率はわずか一八％（同九％¹²）ではないかと考える者もいるかもしれない。しかしながら、問題は、これだけの税金を事業承継者がいかに工面するかである。

3 小規模会社承継者の相続税納付の困難性

小規模会社の承継者には、相続税を納付する際、二重、三重の苦悩がまちうけている。事業を承継する以上、経営権の委譲を意味する株式の全額売却は許されない。また、一部売却では、買手が存在しない。さらに、自らが承継した企業の唯一の財産たる土地を無計画に処分し、この売却益を財源として株式配当を実施すれば、会社の存続自体が危うくなることは必至である。しかも、三、六〇〇万円の現金を株式配当によって得るためには、所得税だけを考慮

付表 1 株式評価額の算定

取得原価(帳簿価額)に基づく 貸借対照表		相続税評価額に基づく 貸借対照表	
現 金 10,000,000	借入金 10,000,000	現 金 10,000,000	借入金 10,000,000
土 地 10,000,000	資本金 10,000,000	土 地 499,361,702	資本金 10,000,000
		剰余金 489,361,702	

① 1株当りの純資産価額 : 1,200 円

〔相続税評価額によ
て計算した金額〕

$$\left[\begin{array}{l} \text{計算式} \\ 509,361,702 - 10,000,000 - \\ \frac{\{(509,361,702 - 10,000,000) - (20,000,000 - 10,000,000)\} \times 0.53}{200,000} = 1,200 \end{array} \right]$$

② 類似業種比準価額 : 800 円

③ 株式評価額 : 1,000 円

$$\left[\begin{array}{l} \text{計算式} \\ 800 \times 0.5 + 1,200 \times 0.5 = 1,000 \end{array} \right]$$

付表 2 相続税額の計算

	ケース 1	ケース 2
①各相続人の課税価格	配偶者： 0 長 男： 200,000,000 長 女： 0 合計： 200,000,000	配偶者： 100,000,000 長 男： 100,000,000 長 女： 0 合計： 200,000,000
②遺産にかかわる基礎控除額の計算	△ 40,000,000 + (8,000,000 × 3) = 64,000,000	
③法定相続分に応ずる取得金額	配偶者： 68,000,000 長 男： 34,000,000 長 女： 34,000,000 合計： 136,000,000	
④相続税の総額の基となる税額	配偶者： 68,000,000 × 40% - 6,700,000 = 20,500,000 長 男： 34,000,000 × 30% - 2,450,000 = 7,750,000 長 女： 34,000,000 × 30% - 2,450,000 = 7,750,000	
⑤相続税の総額	20,500,000 + 7,750,000 + 7,750,000 = 36,000,000	
⑥各人の算出税額の計算	(a)按分割合	配偶者： 0 ÷ 200,000,000 = 0 長 男： 200,000,000 ÷ 200,000,000 = 1 長 女： 0 ÷ 200,000,000 = 0 合計： 1
	(b)算出税額	配偶者： 36,000,000 × 0 = 0 長 男： 36,000,000 × 1 = 36,000,000 長 女： 36,000,000 × 0 = 0 合計： 36,000,000
⑦配偶者の税額軽減額	(a)課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額	$200,000,000 \times \frac{1}{2} = 100,000,000$
	(b)配偶者の税額軽減額を計算する場合の課税価格	200,000,000
	(c)配偶者の税額軽減の限度額	$36,000,000 \times \frac{100,000,000}{200,000,000} = 18,000,000$
⑧納付すべき相続税額	配偶者： 0 長 男： 36,000,000 長 女： 0 合計： 36,000,000	配偶者： 18,000,000 - 18,000,000 = 0 長 男： 18,000,000 長 女： 0 合計： 18,000,000

したとしても、六、七七五万円の株式配当を実施し、これに対する所得税三、一七五万円を納付しなければならない。¹³ 承継会社の評価額約五億円の土地を担保として金融機関から会社名義で借入を行い、これを役員貸付金に振り替える、あるいは株券を担保として直接個人名義で借入を行う方法もあるにはある。しかし、そのためには、承継した会社の事業において、当該借入金にかかわる返済と利息、さらには所得税をも考慮した金額を自らの役員報酬に上乗せできるほどの業績をあげなければならない。支払利息だけでも、法定利率たる年利六％で計算して年間二六万円（同一〇八万円）である。¹⁴ 一般に収益力の低い小規模会社にとっては、あまりに酷な数字といえよう。

昭和五八年の税制調査会答申は、「相続税については、最近中小企業の事業の円滑な承継の観点から、各種の議論が行われているが、中小企業経営者の相続税の課税の実態等からみても過度の負担を求めているとは認められず、¹⁵ といくばくかの現金を残す途を選択したという話は、しばしば耳にするところである。明日から不慣れな仕事に従事しなければならぬであろう事業承継者は、もちろん同情に値する。しかし、さらに悲惨なのは、心の準備さえなく職を失う精算会社の従業員である。通常、転職は、雇用条件の低下をもたらす。しかも、高齢者であれば就職さえままならないのである。

前述のような悲惨な状況を、俗に「相続税が会社を潰す」という。しかしながら、正確には、制度会計の思考に反する小規模会社の株式評価方法が会社を精算へと導くのである。この点を論証するため、次節においては、制度会計が採用する取得原価主義を会計学的に考察してみることとする。

Ⅲ 取得原価主義とその論拠

1 制度会計と取得原価主義

今日、わが国において、およそ制度としての存在が確立している会計は、資産を評価するに際して、原則的に取得原価主義を貫く。取得原価主義とは、「資産の価値を取得時においての支払い額（代価）と同一視する」という仮定の下に、費用財と称される支出未費用の資産の貸借対照表記載価額を貨幣支出額たる取得原価を基礎として評価するものである。企業会計原則会計および証券取引法会計においては、企業会計原則が、貸借対照表原則五において、「貸借対照表に記載する資産の価額は、原則として、当該資産の取得原価を基礎として計上しなければならない。」と取得原価主義を採用することを明確に謳っている。また、かつて、すべての財産に対して時価を超える価額を付することを禁じ（旧商三四）、時価以下主義を原則としていた商法会計においても、現在の商法は、第二八五条ノ二において「流動資産ニ付イテハ其ノ取得価額又ハ製作価額ヲ附スルコトヲ要ス、」、第三四条第二号において「固定資産ニ付イテハ其ノ取得価額又ハ製作価額ヲ附シ、」、第二八五条ノ六において「株式ニ付イテハ其ノ取得価額ヲ附スルコトヲ要ス」等と規定しており、取得原価主義を基調としていることは明らかである。さらに、税務会計（税法会計）においても、法人税法は、第二五条第一項において「内国法人がその有する資産の評価換え（会社更正法（昭和二十七年法律第一七二号）の規定による公正手続開始の決定に伴い同法の規定に従って行なう評価換えその他法令で定める評価換えを除く。）をしてその帳簿価額を増額した場合には、その増減した部分の金額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。」との評価益を排除する規定を設け取得原価主義を基礎とする自らの態度を間接的ながらも示している。なお、税務会計は、通常、所得税法における個人企業の事業所

得計算体系を「企業そのものへの課税という觀念が徹底せず、逆に企業主たる個人自体への課税という觀念に立脚していると言ひ得る。」¹⁷⁾として、これを主たる研究対象としない。しかし、個人企業の事業所得計算体系は、「企業會計上一般に公正妥当と認められている會計処理と大きくかけ離れているというものではなく、むしろ、その扱いは殆どが軌を一にしているものといえる。」¹⁸⁾と判断されるものであり、この計算体系もまた取得原価主義を採用していることは、取得税法施行令第九十九条以下の棚卸資産の評価方法、同一〇五条以下の有価証券の評価方法、同一二〇条以下の減価償却資産の償却等の規定により立証されるところである。

現行制度會計が取得原価主義を採用する根拠は、次の二点に集約される。

- (a) 当座資産入手による利益の処分性（貨幣性資産の裏付け）の保証
- (b) 価額決定による計算の確實性の保証

2 取得原価主義と利益の処分性

本項においては、取得原価主義の論拠の一つたる(a)当座資産入手による利益の処分性の保証（貨幣性資産の裏付け）について論ずる。

周知のように、一九三〇年頃を境として、制度會計は、程度の差こそあれ、債権者保護から株主・投資家保護へとその思想を転換させ、これにともなつて、精算企業を前提とした弁済能力の算定から継続企業を前提とした収益力の算定へとその會計目的の重点を移行させた。そして、このような新しい會計目的に適合する資産価額こそが取得原価だったのである。なぜなら、株主・投資家にとって有用な會計情報は、自らの投資意思を決定する際の基礎となる企業の収益稼得能力を正確に示した数値、つまり正確な期間利益であり、仮にこの期間利益算定過程のなかに企業が現

に使用している資産の見積売却損益が混入されるとするなら、その情報としての有用性は完全に否定されてしまうからである。ここにおいて、制度会計は、売却価額主義を捨て、取得原価主義の採用にふみきることとなるのである。

ただし、株主・投資家のための正確な期間利益の算定をもって、制度会計における取得原価主義の資産評価原則としての絶対性を主張するのは、早計である。期間利益計算の正確性をあくまでも追求するというのであれば、理論的には、現在の収益に過去の支出額を基礎として算出した費用を対応させることとなる取得原価主義は、否定されるべきだからである。制度会計における取得原価主義の資産評価原則としての絶対性は、むしろ制度会計が、制度会計であるがゆえに、期間利益に対して課した一定の条件に求められなければならない。それは、実現利益を担保とする処分性の保証である。すなわち、たとえそれが便宜的なものであったとしても「企業の寿命は永続的である」という前提¹⁹⁾の下に算出される期間利益は、課税や利益処分²⁰⁾に耐えられるだけの貨幣性資産の裏付けを保証されたものでなければならぬ。なぜなら、貨幣性資産の裏付けのない利益を計上し、これを納税・株主配当等を通じて社外に流出するならば、結果として企業は自らの資本を喰いつぶし、やがては、営業活動を断念せざるをえなくなるからである。

結局、今日の制度会計にあつては、その期間利益計算構造は、少なくとも「資産に投下された当初の貨幣資本を、原価配分原理および実現主義の会計処理基準を通じて回収する」²⁰⁾ものでなければならず、この意味において、制度会計における期間利益は正確ではなく正に適正な利益であり、取得原価主義の絶対性もまた承認されることとなるのである。畠村剛雄教授は、取得原価主義について、いみじくも「原価主義は資産をその投資額にもとづいて評価するか、評価益（未実現利益）の計上を許さない点で、収益の実現主義認識と表裏一体の関係にあり、それゆえに、分配可能な利益計算構造の骨格を形成する基本原則として特徴づけることができる。」²¹⁾と主張しておられる。

3 取得原価主義と計算の確実性

本項においては、取得原価主義の論拠の一つたる(b)価額決定による計算の確実性の保証について論じる。

ある会計体系が制度として社会に受け入れられる、すなわち社会的な合意をえるためには、その体系が理論的にもまた実践的にも完成されたものでなければならない。(b)の論拠は、制度会計の実践面を支えるものとして理解されるべき存在である。すなわち、取得原価は、市場において企業と第三者とが売買によって決った価額であるがゆえに、恣意性の介入する危険性が少なく、かつ証憑書類等により事後の検証が可能な客観性に富む価額であり、この価額に基づいて作成される財務諸表は、古くはA・C・リトルトンが「株主が、監査人を用いて取締役の代理人としての忠実義務を調査させるに際して、便利かつ確かな基礎を提供する。」と論じたように、利害関係者から高い信頼をもって迎えられることとなる。ここに、制度会計が、取得原価主義を採用する意義が存するのである。

近時、時価主義会計の台頭等に起因して、この計算の確実性を、「あくまでも計算技術的な論拠」⁽²³⁾と解し、軽視する風潮が強い。しかしながら、時価主義会計が、制度会計として否定され、「一九七〇年代の中頃を境に時価主義は息切れしている感じが強い。」と論評される大きな理由の一つは、実践面において時価では取得原価と同程度の社会的な信頼性を財務諸表に付与することが困難なためである。したがって、仮に、計算技術的な論拠にすぎなくても、制度会計を前提とするかぎり(b)の論拠はなお重要であると思われる。取得原価にかような長所があればこそ、取得原価主義は、現在提唱されている他の評価方法よりも、論争の余地のない資料を提供するものであり、かつ、記録・報告・監査・紛争の解決などの社会的費用を考慮に入れた場合、最も安価なものであると、自らの有用性を主張できるのである。⁽²⁴⁾

IV 相続税と継続企業

1 相続制度における資産概念と継続企業

民法上の相続制度は、「資本主義社会においては、私有財産制度はその存在の大きな基礎をなしているが、一方、私有財産制度は、相続制度によってその機能を全うすることができるといえるし、あるいは相続制度は、私有財産制度の延長であるともいえる。それ故、相続制度は、資本主義社会の基礎をなすともいえるし、その担い手であるともいえる。」²⁶⁾と意義づけられるものである。また、民法第九〇六条は、「遺産の分割は、遺産に属する物又は権利の種類及び性質、各相続人の年齢、職業、心身の状態及び生活の状況その他一切の事情を考慮してこれをする。」と規定している。ところが、現行民法の想定する財産は、あくまでも無機質の財産であり、個々の無機質の財産が結合して企業という利益獲得を目的とする継続的な有機体を形成していても、この事情を考慮することはない。すなわち、現行民法にあつては、継続企業という資産概念は存在しないのである。そして、この民法上の相続制度を基礎とする相続税法においても、当然の帰結として継続企業という課税対象は存在しない。この意味においては、相続税法が、継続企業を精算企業と同一視するに等しい静的な財産観にかたよった株式評価方式たる純資産価額方式を採用するのも、また、租税判例がこの評価方式の適用局面を規定した相続税財産評価基本通達第一七九条を「実体に沿った評価方法を採用すべく腐心していることが認められる」と支持するのもしかたないところである。²⁷⁾さらに、ここにあつては、確かに相続税法が評価の基本的な原則と考える売却時価は、「評価の基準として最も一般性、並遍性をもつ尺度」²⁸⁾となりうる。

しかしながら、継続企業という資産概念が存在しないことを理由として、これを精算企業という既存の概念に直ちに置き換える現行の株式評価方法には、明らかに論理の飛躍がある。既存の概念に適合する評価基準が、常に新しい

概念に適合するとは限らないからである。右山昌一郎博士によれば、税制調査会中小企業株式問題小委員会の審議開始にあたっては、「現在の財産の承継のみの考えしかない相続税の評価基準のみで事業承継税制を律することが元来無理であり、それで律してきた従来の税制そのものが不合理であり、早急に是正すべきものである。」との理念が確認されたことであるが、問題は、売却時価が何故継続企業の評価に適合しないからである。なぜなら、この点を明確にすることなく新しい評価基準を模索すれば、やはりそれは論理の飛躍だからである。仮に、当委員会において、この点が明確されていれば、第1節で論じた昭和五八年の税制改革が、税制調査会からの「小規模な会社の株式は、現在、いわゆる純資産価額方式のみにより評価されていることから、株式価格の形成要素の一つである収益性についても評価上配慮する余地があるのではないかとする意見があること、」との指摘を受け、小規模会社の株式評価について類似業種比準価額を五〇％加味するにとどまることはなかったのではないだろうか。

2 継続企業と売却時価評価の不適合

継続企業を売却時価で評価した場合の不適合性は、前節で述べた制度会計における取得原価主義の採用根拠から導かれる。

まず、(a)当座資産入手による利益の処分性（貨幣性資産の裏付け）の保証について検討する。相続税法が、継続企業の所有する土地等を売却時価で評価させ、これを純資産価額方式、あるいは類似業種比準方式の純資産価額方式に対する割合、いわゆるLの割合を通じてその株式評価額に反映させるのであれば、結果として、その評価額には未実現利益が計上されることとなる。しかし、制度会計が、資本の喰いつぶしを回避するために、継続企業の期間利益に対して実現利益を担保とする処分性を要求することは、既に論じたところであり、このような未実現利益が計上され

た株式評価額は、継続企業の評価額として適当な値ではない。なぜなら、この評価額には、貨幣性資産の裏付けがなく、この値での株式の処分は、企業を精算へと導く資本の喰いつぶしを意味するからである。

もちろん、相続税は、個人に帰するものであるから、小規模会社の承継者は、企業資産を直接その納付に充てることはできない。しかしながら、事業を承継する以上、相続した株式を全額売却し、経営権を委譲することは許されない。また、相続した株式は、「売却できる見込みのない有価証券」として、その評価額を規定した税務当局からさえ物納を拒絶されるものであり（相基通四二―二）、それを部分的に売却することも不可能に近い。このような状況の下では、小規模会社の承継者は、納税資金を承継企業から引き出すしかない。そして、当該行為は、結局は間接的な資本の喰いつぶしを意味することとなるのである。すなわち、小規模会社の承継者と企業とが一体であるという仮定をおくならば、売却時価評価に基づいて算出された相続税額の納付は、会計学的には、当期の未実現利益の計上にもなう貨幣性資産の社外流出を、将来の収益により補填する行為であり、制度会計の思考に反するものである。

ところで、説明が前後するが、物納の制度は、「租税の現実の履行期限を一定期間繰り延べて納付せしめる」ところの延納制度を利用するとしても、なお一時に多額の納税資金を調達することが困難な納税者に対し、「金銭で一時に納付することを困難とする金額」の範囲内で（相基通三八―五）、税を物で納めることを認めるものである。この趣旨にてらせば、小規模会社の承継者は、承継会社の株式以外の資産を有しないのであるから、当然に物納が認められるべき存在である。そして、この株式の物納が認められれば、小規模会社の承継者は、その株式にどのような評価額が附されようとも、承継会社から貨幣性資産を引き出すことなく相続税の納付を完了できることとなる。しかし、小規模会社の株式評価額を規定している税務当局が、自己の態度に一貫性をもち、この株式の処分性を物納により保証した場合、事情はさらにこみいってくる。なぜなら、物納された株式は、実質的には処分不可能な財産であり、二

代三代と物納が続き、税務当局がその株式を保有し続けるならば、小規模会社の経営権は税務当局へ委譲されることとなり、自由主義経済の大原則である私的所有権が侵害されることとなるからである。税務当局にとって、小規模会社の株式は、正に「管理又は処分するのに不適当であると認める」財産に他ならないのである（相基通四二一一）。

次に(b)の価額決定による計算の確実性の保証について検討する。問題は、継続企業の株式評価にあたって、税務当局がその所有する資産に対して附する売却時価が、真に社会的な合意を得ているものかどうかである。株式評価額を引き上げる主要因とされている土地について論を進めることとする。周知のように税法において土地評価額の基礎となるものは、相続税路線価とも称される国税局路線価と固定資産税評価額である。前者は、「精通者意見価格、近傍の売買実例価額、地価公示価格等を基として、課税上の基準とするものという面からの安全性をおり込んで評価した価額をもって設定される」^③ものであり、また後者は、「固定資産の評価の適正均衡が確保されるために、評価の基本的事項に関し、ひろく固定資産の評価に関して学識・経験を有する者の意見を取り入れるために設けられた」^④固定資産評価審議会をへて決定されるものであり、この意味においては、両者とも客観性と検証可能性を具備している。また、現実に行われる土地売買の実勢価額よりも、両者ともかなり低額である。たとえば、本年の国税局路線価は、「自由な取引が行われるとした場所におけるその取引において、通常成立すると認められる価格」^⑤でありながらも、一般に実勢価額以下と考えられている地価公示法に基づく公示価格の六二％（目標は七〇％）である。また、調達価格を意味すると解されている固定資産税評価額は、国税局路線価よりもさらに低い。したがって、これをもって、担保力が担保されていると考えることも可能かもしれない。しかしながら、これらの評価額について、社会的な合意を得ているか否かを疑う余地が存することもまた事実である。

最近、相続税法の分野においても、相続人の立場に重点を置き、財産の連続性、継続性を考慮して評価を考える傾

向がみられる。北野弘久教授は、「現代資本主義のもとにおきましては一般の人々は不動産、とりわけ土地につきましては譲渡することを目的としないで利用することを目的としていると見るのが常態であります。」と問題を提起され、一定規模以下の住宅地や零細企業の工場用敷地、農家の農地等を生存権的財産と考え、これらのものを利用価格・収益還元価格で評価することを主張される。筆者も、継続企業を前提とした場合には、土地に附される価額は、売却時価よりも利用価格・収益還元価格の方が社会的合意を得やすいものと考ええる。ただし、制度会計の思考からは、企業が所有する土地の価格は、あくまで取得原価である。適正な期間損益を算出するためには、それ以上でも、それ以下であってもならない。そして、重要な点は、取得原価主義が、社会的な合意に支えられているがゆえに、長きにわたって制度会計に採用されてきたという歴史的な証明である。相続税法の規定する評価額が得ているものは、当該評価額を附せば相続税の申告後における税務当局による更正の可能性が小さくなるという社会通念のみであると考えるのは、筆者だけではないはずである。

3 継続企業と農業承継税制

継続的な営業活動を前提にしてもなお売却時価を主張する相続税・贈与税における例外として有名なものに、農地等にかかわる課税の特例、いわゆる農業承継税制がある。この制度は、相続税については、農地等を先に論じた利用価格・収益還元価格の思想に基づく農業投資価格で評価し、今後永続的に農業を営む者に対して、この価格を超える農地価格相当分につき相続税を猶予するものであり（措置法七〇の六）、贈与税については、贈与の日まで三年以上引き続き農業を営んでいた個人がその農地等を一括生前贈与した際に、一定範囲の受贈者にかぎり贈与税を猶予するものである（措置法七〇の四）。すなわち、農家、正確には農業を営む者については、「農業を継続する限り、農業

投資価格に相当する農地を除いて贈与税および相続税は課されない」こととなるのである。³⁷⁾

このような特例が、なぜ、農業について認められるのか。一般論としては、「国は、自立経営たる又はこれにならうとする家族農業経営等が細分化することを防止するため、遺産の相続にあたって従前の農業経営をなるべく共同相続人の一人が引き継いで担当することができるように必要な施策を講ずるものとする。」と定める農業基本法一六条の趣旨にそって、農業経営の後継者の育成と農地の細分化の防止を図るためである。しかし、会計学の立場からは、農家の継続企業性を指摘することもできる。なぜなら、農家もまた継続的に農業を営むためには、処分性の保証された利益のみを計上する必要があるからである。そして、この意味においては、貨幣性資産の裏付けのない、あるいは担税力のない未実現利益は、繰延べられるべきなのである。

昭和四一年の税制調査会起草小委員会中間報告は、相続税の課税根拠を「相続税は、所得税の補完税として、また富の再分配を図るという意味で重要な役割をもっている。」³⁸⁾と説いている。しかしながら、小規模会社の所有者が自らの会社の事業資金の担保にも供されていない巨額な個人名義の財産を遺すことはまれであり、この者が生前社会一般から受けた利益は実質的には当該会社に流入したものと考えられる。そして、会社は、精算ではなく、継続してこそ、製品の供給あるいは雇用機会等の創出を通じて社会に貢献できる存在である。そうであれば、小規模会社の所有者が生前社会一般から受けた利益にかかわる富の一部を社会に還元・分配させる最も合理的な手段は、将来にわたって会社を継続させることではないだろうか。

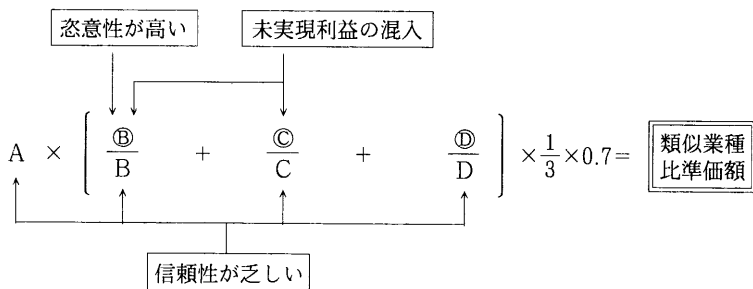
農地等の課税の特例は、たとえ農家が兼業農家で、農業を営む個人が、「社会・官庁等に勤務するなど他に職を有し若しくは他に主たる事業を有している場合」³⁹⁾であってもその適用が認められるものである。税務当局は々小規模会社の承継者ならびにその従業員が、会社を真に生活の糧として忘れていることを忘れてはならない。

V 今後の展望（結びにかえて）

本稿は、小規模会社にかかわる相続税の株式評価方法を、会計学の見地から批判する意図をもって述べられたものである。そして、次なる問題、すなわち、会計学的に筋の通った株式評価方法の模索に途を開くものである。

純資産価額方式が制度会計の思考に対立するとするならば、続いて検討されるべきものは、類似業種比準方式である。租税判例にあって、税務当局は、この類似業種比準方式を「極めて合理的な方式である」とその合理性を強く主張する。そして、司法当局も、当該主張を「一般に認められている理論的な株価要因をすべて盛り込んでおり、」と認める。^⑩しかしながら、その計算式を分析すると、類似業種比準方式にも、かなりの問題がある。まず、税務当局が「類似業種の数字をだすのにどれだけの手間暇がかかるものか、部外者には想像もつかない」^⑪ほどの事務処理をあえてこなし、取引相場のない株式に対して用意する類似業種比準価額にかかわる数値であるが、これらは、信頼性の高いものとはいえない。類似業種の株価が景気変動の波をうけて上下し、しかも類似業種が常に比準相手としての適格性を有しているとはかぎらないからである。次に、一株当たりの配当金額であるが、この数値は評価会社の意思により決定される恣意性の高いものである。そして、以上の二

付表 3 類似業種比準価額の計算式の分析



注) 各々の記号については、第二節第二項の計算式参照。

をふまえて、筆者が、横山和夫教授から授かった「創業者が死亡した時点は、一般にその企業の最も収益力のある時点であり、ここでの評価が反映された株価には、未実現利益計上の疑いがある。その企業がそれ以降も現在の収益力を維持する保証はどこにもないからである。」との示唆を勘案すれば、付表3で示すように、類似業種比準価額は、ほとんど意味のない数値となってしまうのである。そればかりではなく、配当還元方式はもちろん、従来から、その導入が検討されてきた収益還元方式までもが否定されてしまうことになろう。⁽¹²⁾ 途は、険しく、長い。

最後に、かねて厳しくも暖かいご指導をいただいている朝日大学経営学部横山和夫教授に感謝の意を表する。

〔注〕

- (1) 国税庁長官官房企画課編『昭和六十二年分 税務統計から見た法人企業の実態——会社標本調査結果報告——』大蔵省印刷局、平成元年、一〇・一二頁参照。なお、『六十二年分』とは、法人の事業年度が昭和六十二年一月一日から昭和六三年一月三十一日までの間に終了したことを意味する。
- (2) 経済企画庁編『昭和三十二年度経済白書——速すぎた拡大とその反省——』至誠堂、昭和三十三年、一頁。
- (3) 中小企業基本法前文。
- (4) 高城寛稿「資本主義の発展と中小企業」藤田敬三・竹内正己編『中小企業論（第三版）』有斐閣、昭和六十二年、一四頁。
- (5) 中小企業庁編『中小企業白書（平成元年版）』大蔵省印刷局、平成元年、一二二頁。
- (6) 右山昌一郎・岡崎和夫著『事業承継税制の理論と実務——自社株等の評価と相続税額の計算』六法出版、平成元年、二四—二五頁参照。
- (7) 税制調査会「税制改革についての中間答申」（昭和六三年四月二十八日）参照。
- (8) 清水勇著『税務会計の基礎理論』中央経済社、昭和六二年、二二三頁。
- (9) 富岡幸雄著『税務会計総論』森山書店、昭和四四年、一頁。
- (10) 計算式については、大沢義平編『図解 相続税贈与税』大蔵財務協会、平成元年、四七〇・四七五・四七六頁参照。

- (11) 相続税財産評価基本通達第一七九条は、一般に“Lの割合”と称される類似業種比準方式の純資産価額方式に対する割合を、参考図1のように定めている。
- (12) 計算式： $36,000,000 \div 200,000,000 = 18\%$
- (13) 計算式： $x - (0.6x - 8,900,000) = 36,000,000 \quad x = 67,750,000$
- (14) 計算式： $36,000,000 \times 6\% = 2,160,000$
- (15) 税制調査会「昭和五八年度の税制改正に関する答申」（昭和五十七年十二月三日）
- (16) R. Mattessich, *Accounting and Analytical Methods: Measurement and Projection of Income and Wealth in the Micro and Macro-Economy*, Richard D. Irwin Inc., 1964, p. 161.
- (17) 清水勇著、前掲書、二六頁。
- (18) 野水鶴雄著『徹底解明 所得税法（昭和六三年版）』中央経済社、昭和六三年、九九頁。
- (19) W. A. Paton・A. C. Littleton, *An Introduction to Corporate Accounting Standards*, AAA, 1940, Edwards Brother, Inc., 1965, p. 9.
- (20) 新井清光著『企業会計原則論』森山書店、昭和六〇年、一八四頁。
- (21) 嶋村剛雄著『会計原則逐条詳解』税務経理協会、昭和五十七年、二五〇頁。
- (22) A. C. Littleton, *Essays on Accountancy*, University of Illinois Press, 1961, p. 230.
- (23) 青木修著『現代会計学選集 時価主義会計』中央経済社、昭和五十七年、三八頁。
- (24) 中村忠著『財務会計論』国元書房、平成元年、八二頁。
- (25) Y. Ijiri, “A Defense of Historical Cost Accounting”, P. T. Wanless・D. A. R. Forrester, *Readings in Inflation Accounting*, John Wiley & Sons Ltd., 1979, p. 73-74.
- (26) 高野竹三郎著『相続法』敬文堂、昭和五二年、三頁。
- (27) 大阪地判昭和四五年一〇月一七日（『税務訴訟資料』一〇九号、七四—一〇四頁）。

参考図1 Lの割合

	大会社	中 会 社			小会社
		大	中	小	
類似業種比準価額	1.0	0.75	0.5	0.5	0.5
1株当りの純資産価額	0	0.25	0.5	0.5	0.5

- (28) 田口豊・永野重知・高津吉忠著『現代税務全集三五 相続・贈与の税務』ぎょうせい、昭和六〇年、三八二頁。
- (29) 右山昌一郎・岡崎和雄著、前掲書、一八一—二三頁参照。
- (30) 吉良実稿「物納・延納等」北野弘久編『現代税法辞典』中央経済社、昭和六三年、二八三頁。
- (31) 田口豊・永野重知・高津吉忠著、前掲書、三八九頁。
- (32) 伊藤悟稿「固定資産評価制度」北野弘久編、前掲書、二〇四頁。
- (33) 高岡芳二郎編著『宅建基本用語辞典』ビジネス教育出版、昭和六一年、七四頁。
- (34) 平成元年一月二八日付日本経済新聞。
- (35) 佐々木喜久治著『固定資産税』税務経理協会、昭和六〇年、一二六頁参照。
- (36) 北野弘久著『企業・土地税法論』勁草書房、昭和五四年、三一五—三一九頁参照。
- (37) 村井正稿「資産税における評価」租税法学会編『資産税の諸問題 租税法研究第二二号（一九八四）』有斐閣、昭和五九年、一六頁。
- (38) 税制調査会起草小委員会「長期税制のあり方についての中間報告」（昭和四一年一〇月二二日）。
- (39) 租税特別措置法（相続税の特例）関係通達「農地等に係る贈与税及び相続税の納税猶予等の適用に関する取扱いについて」三。
- (40) 京都地判昭和五五年一月二五日（『税務訴訟資料』、第一一〇号、三五—八九頁）、神戸地判昭和五五年四月一八日（『税務訴訟資料』、第一一三号、五八一—〇四頁）等参照。
- (41) 井口幸英著『中小企業の事業承継と税務』中央経済社、昭和五八年、一四八頁。
- (42) 中小企業承継税制問題研究会「中小企業事業承継税制に関する報告書」（昭和五六年三月）及び右山昌一郎・岡崎和雄著、前掲書、三五—三七頁等参照。